

政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画(政府実行計画)(骨子案)

(1) 目標、計画期間

- 26%削減目標の内訳として、業務部門におけるエネルギー起源 CO₂ を 2030 年度に 2013 年度比 40%削減する必要がある。これを踏まえ、2013 年度を基準年として、庁舎等の施設のエネルギー使用・公用車の使用等に伴う温室効果ガスの 2030 年度における排出量を政府全体で 40%削減することを目標とする。
- また、2020 年度の温室効果ガス排出量の削減率の中間目標を定め、5 年間（2016 年度～2020 年度）の具体的な対策を計画に盛り込むこととする（2020 年以降も、5 年ごとにその時の取組状況を踏まえつつ、計画を見直ししながら進めるものとする）。
- 2020 年度の中間目標については、温室効果ガス排出量の政府全体の削減比率を 2013 年度比で定量的に明記することとする^(注 1)。
- 従来と同様、事務所の単位面積当たりの電気使用量、エネルギー供給設備等における燃料使用量等の補助指標についても目標設定する方向で検討。
- 以下の政府の活動については、40%削減目標の対象外とするが、排出量の把握及び排出原単位やエネルギー消費原単位の改善を行う方向で検討。^(注 2)
 - 政府の船舶・航空機の使用に伴う排出：更新時の効率改善は期待できるが、排出量を左右する出動回数や距離を制御することは困難
 - 福島県内で国が実施中の東日本大震災関係の廃棄物焼却に伴う排出：災害への対応であるため

^(注 1) エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づくエネルギーの使用の合理化の目標や、これまでの庁舎等施設のエネルギー消費原単位及び庁舎等施設で使用する燃料の燃料転換の傾向に関する分析結果等も踏まえ、率先的な取組という観点から、適切に設定する。

^(注 2) 自衛隊の防衛装備品の運用に伴う排出についてはこれまでの政府実行計画の対象外としてきており、引き続き新たな政府実行計画においても同様の取扱いとしている。

(2) 主な対策

① 省エネルギー診断

- 各府省庁において、その庁舎等施設の省エネルギー診断を実施する。診断結果に基づき、まず、エネルギー消費機器や熱源の運用改善（運転条件の変更等）を行う。さらに、施設・機器等の更新時期も踏まえ、費用対効果の高い合理的なハード対策を計画し、実施する。
- 省エネルギー診断は、大規模な庁舎（霞が関中央庁舎、延床面積が5万平方メートル以上の地方庁舎）から順次実施する。その結果も踏まえ、2020年度までに、延床面積が5万平方メートル未満の施設においても代表的な施設を抽出して診断を終えることを目指す。延床面積が5万平方メートル未満の施設における具体的な省エネ診断の実施方針は、大規模な庁舎の診断終了後に定める。

② エネルギー消費の見える化とエネルギー管理の徹底（BEMSの導入等）

- エネルギー管理の徹底を図るため、各府省庁において、霞が関中央庁舎等の大規模な庁舎からビル・エネルギー・マネジメント・システム（BEMS）を率先的に導入する等、見える化やエネルギー消費の最適化を図り、庁舎の省エネについて不断の改善に取り組む。
- 見える化や省エネの取組について、各府省庁間で経験を共有し、各府省庁において更なる改善につなげる。

③ LED照明

- 各府省庁において、庁舎の新設・改修時や、老朽化を前提とした既存照明の入替え時等において、2020年度までにLED照明を可能な限り率先して導入する^{（注2）}。

④ ソフト対策

- 庁舎のエネルギー消費実態の公開、庁舎の温室効果ガス排出量（単位面積当たり）とエネルギー消費量（単位面積当たり）のベンチマーク評価の導入、ワークライフバランスの促進（休暇の取得、残業時間の削減）等、排出削減に効果的な対策に取り組む。

⑤ 使用するエネルギーの低炭素化等

^{（注2）} LED照明の率先導入に関する具体的な方針は別途検討する。

- グリーン契約法に基づき、できるだけ低炭素な電気を購入する。
- 庁舎の空調や給湯の燃料を改修時により低炭素な燃料（ガス等）にできるだけ転換する。
- 庁舎への太陽光発電の導入について、引き続き取り組む。

⑥ 次世代自動車

- 各府省庁において、更新時にあわせて可能な限り率先して次世代自動車を導入することとする。

⑦ Z E B（ゼロ・エネルギー・ビル）

- 新築時の Z E B の実現に向けて検討を進めていく。

⑧ その他

- 省エネルギー性能の高い機器の率先導入、用紙の使用量の削減、再生紙等の再生品や木材の活用、水の有効利用、節水、廃棄物の減量、職員に対する研修等に取り組む。

（３）その他計画に盛り込む事項

① 府省庁ごとの実施計画の策定

- 各府省庁は、政府実行計画に即し、それぞれ実施計画を策定する。
- 各府省庁は、温室効果ガス排出量に係る 2020 年度及び 2030 年度の目標を設定する。
- 各府省庁は、P D C A サイクルを導入し、毎年点検結果を公表する。
- 各府省庁は、省エネルギー診断の結果等を踏まえ、必要に応じ、実施計画を見直すこととする。

② 政府実行計画の推進・点検

- 政府実行計画の推進・点検については、これまで同様、毎年度、地球温暖化対策推進本部幹事会が行う。
- このため、環境省において、各府省庁の実施状況及び実施計画の点検結果をとりまとめ、中央環境審議会の意見を聞いて、その意見とあわせて点検結果を地球温暖化対策推進本部幹事会に報告するものとする。
- 点検に当たっては、温室効果ガスの総排出量、エネルギー消費量、これらの原単位、取組項目の進捗状況について、目標値、ベンチマークとの比較評価を行うほか、組織単位の取組予定、組織単位の進捗状況について横断的に比較評価を行い、これらを併せて公表する。